

各関係機関の長 殿

国立感染症研究所長  
(公印省略)

研究職員の公募について (依頼)

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、この度当所では下記のとおり研究職員を募集することになりました。  
つきましては、貴下職員に御周知下さるようお願い申し上げます。

記

1. 職名等

職名	業務内容	応募資格
細菌第一部 第二室 任期付研究員 (若手育成型)  (募集人数：1名)  任期：採用予定日より5年  ※ 任期付研究員(若手育成型)としての再任はありません。  ※ 任期満了後に任期の定めのない官職の公募に応募することは差し支えありません。	細菌第一部は、腸管系細菌感染症、全身性細菌感染症、環境細菌由来感染症、口腔菌感染症及びスピロヘータに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに関するレファレンス業務を含む。)及び講習を行うこと。 二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤(細菌ワクチン及び細菌感染症診断薬に限る。)、抗菌性物質及びその製剤(抗生物質医薬品に限る。)並びに消毒剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと(他部の所掌に属するものを除く。) 第二室においては、細菌第一部の所掌事務のうち、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、コレラ菌及びビブリオに起因する感染症に係るものをつかさどる。 うち採用予定官職では、次の業務を行う。 1. 赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、コレラ菌及びビブリオに起因する感染症に関し、病原及び病因の検索並びに予防及び治療法に関する研究(これらに関するレファレンス業務を含む)及び講習。 2. 細菌第一部第二室が所掌とするワクチン検定業務	(1) 細菌あるいは細菌感染症に関する研究実績を有すること (2) 第二室が担当する生物学的製剤国家検定ならびに取扱細菌に対するレファレンス業務に積極的に取り組む意欲を有すること (3) 業務に対して責任感を持ち、また所内外と連携して業務を遂行できる協調性を有すること (4) 大学院博士課程修了後、概ね4年以内の学位(博士)取得者、若しくは学位(博士)取得者と同等程度の専門的知識と経験があると認められるもの ※上記(1)から(4)を満たすこと。

2. 提出書類

- (1) 履歴書(市販用紙使用、高等学校卒業以降を記入し、写真を貼付。)
- (2) 主要研究概要(1,200字以内)
- (3) 応募職の業務内容に関する抱負(1,000字以内)
- (4) 業績目録(A4版縦横書き、別紙参照)  
※ 査読有りの論文については最低限、記載すること。
- (5) 論文別刷(1編以上)

- (6) 学位記 (写し) 又は学位を証明するもの (A4に縮小すること)  
(7) 障害をお持ちの方で職場内での配慮を希望する場合はその旨を記載した書類

### 3. 書類提出先及び提出方法

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所 所長 脇田 隆字

※ 応募書類の封筒に、「細菌第一部 第二室 任期付研究員 (若手育成型) 応募」と朱書きの上、所長宛て親展として書留にて郵送してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

4. 応募締切日 令和6年2月16日 (金) 必着

5. 採用予定日 令和6年4月1日 (予定)

6. 任期 採用予定日より5年

※1 任期付研究員 (若手育成型) としての再任はありません。

※2 任期満了後に任期の定めのない官職の公募に応募することは差し支えありません。

※3 「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第3条第1項第2号により、国立の試験研究機関に任期付研究員として採用されたことのある方は応募できません。

### 7. 処遇

(1) 給与は、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」(平成9年法律第65号)に基づき支給する。若手育成型の俸給は、同法第6条第2項により決定する。

(2) 1週間当たりの勤務時間は、38時間45分 (週休2日制) です。

(3) 年20日の年次休暇 (採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。) のほか、特別休暇 (夏季・結婚・忌引・ボランティア等)、病気休暇の制度が整備されています。

### 8. 選考採用試験スケジュール

(1) 第1次審査 (書類選考) 令和6年2月中旬 (予定)

(2) 第2次審査 (面接試験) 令和6年2月下旬~3月上旬 (予定)

※ 第1次審査 (書類選考) を通過された方には、当方から第2次審査 (面接試験) に関する連絡をいたします。

9. 勤務地 国立感染症研究所 戸山庁舎 東京都新宿区戸山1-23-1

### 10. その他

国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合し、新たな法人として「国立健康危機管理研究機構」を設置する「国立健康危機管理研究機構法」が令和5年6月7日に公布され、この法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日となっています。このため、当該法律の施行により国立感染症研究所が法人となった場合、その日以前に本公募により国立感染症研究所職員として任用されていた者は、国家公務員ではなくなり、法人職員となります。

#### 11. 問い合わせ先

国立感染症研究所 総務部人事課人事第一係 谷内

03-4582-2625 E-mail:jinji@nih.go.jp

12. 国立感染症研究所ホームページURL <https://www.niid.go.jp/niid/ja/appeal.html>

# 業績目録

氏名 \_\_\_\_\_

## 1. 著書

## 2. 学術論文（学会誌発表等）

### （1）欧文

### （2）邦文

## 3. 学会発表（講演・発表等）

## 4. 外部資金（研究費）獲得状況（研究代表者のみ、直近5年）

### （記入上の注意事項（共通））

1. 上記項目ごとに、著者名等、著書名等、発行所名（発表雑誌名）の順で記載し、それぞれを改行すること。
2. 年代の新しいものから順に記載すること。
3. 発行所名、発表雑誌名の次に巻号、ページ数及び発行等の西暦を記入すること。  
(例: Journal of Virology, 78:1298-1315, 2002)
4. 欧文の発表等は、原文のまま記載し、下段に（ ）書で和訳を記載すること。
5. 各題名の書き出しに、発表形態の種別を記載すること。（単独は（単）、筆頭は（筆）、その他は（他））
6. 著者名等は、本人以外も省略せず全て記載し、さらに本人の名前にアンダーラインを引くこと。
7. 長期の無発表期間がある場合は、その理由書を添付すること。
8. 査読有りの論文については最低限、記載すること。

(参考例)

1. 著書

- ①労働太郎、厚生太郎  
(他炎症の組織病態  
〇〇社, PP.67-87, 1989)

2. 学術論文

(1) 欧文

- ①Taro kousei, Jiro Kousei, Saburo Kousei, Tarou Roudou, Jiro Roudou, Saburo Roudou  
(筆) An Outbreak of 〇〇〇〇〇〇〇 Infection in USA , 2002  
(〇〇〇〇〇〇〇感染症のアウトブレイクー2002年アメリカ)  
Epidemiology and Infection, 15:286-289, 2002

(2) 邦文

- ①厚生太郎、厚生二郎、厚生三郎、労働太郎、労働二郎、労働三郎  
(筆) An Outbreak of 〇〇〇〇〇〇〇 Infection in Oosaka, JAPAN, 2004  
(〇〇〇〇〇〇〇感染症のアウトブレイクー2004大阪)  
Epidemiology and Infection, 16:311-335 2004

3. 学会発表

- ①厚生太郎  
(単) ラット皮下腫瘍の消長と〇〇〇の相互関係について  
第25回日本病理学会総会, 東京, 1989

4. 外部資金(研究費)獲得状況(研究代表者のみ、直近5年)

- ①厚生労働省、〇〇(課題名)  
期間:平成〇〇年~平成△△年、金額〇〇〇円/年
- ②科学研究費補助金、(課題名)□□□□□  
期間:平成〇〇年~平成△△年、金額〇〇〇円/年